



Advise

i-Mark C.P.T.A. Corporation

第98号

送信日 2013/05/01

相続税の基礎控除額が引き下げられました・・・(;_ _)

民主党政権時代にも議論されていましたが、ついに相続税の基礎控除額が引き下げられることになりました。従来の基礎控除額の 60%相当 に引き下げられることになり、相続税の申告が必要となる人が増加すると思われます。この改正は、平成 27 年 1 月 1 日以後 に開始した相続から適用されます。

改正前

$5,000 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円} \times \text{法定相続人数}$

例えば・・・妻と子供 2 人の場合

⇒ 8,000 万円まで申告不要

改正後

$3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人数}$

例えば・・・妻と子供 2 人の場合

⇒ 4,800 万円まで申告不要

教育資金として一括贈与した場合の非課税制度が創設されました (*^_^*)

ニュースや新聞でご存知の方も多いかと思いますが、お孫さん等へ今後の教育資金としてまとまった金額を贈与した場合に、1,500 万円までは非課税となる制度が設けられました。

これまで、扶養義務者間で必要な都度支払われる教育費用については非課税でしたが、今回の改正による一括贈与を行う場合には、ただぽんとお金をあげるだけでは非課税となりませんので、手続きや注意事項を確認してから実行していただくことが重要です。

平成 25 年 4 月 1 日～

平成 27 年 12 月 31 日まで

手順 1

金融機関で子・孫（受贈者）名義の教育資金口座を開設し、贈与したい金額を口座に入れます。上限額は 1,500 万円です！

直系尊属（祖父母等）から贈与することが要件です。

このとき、金融機関等を通じて『教育資金非課税申告書』を提出します。

手順2

教育資金の贈与を受けたお孫さん等が 30 歳になるまでの教育資金を、教育資金口座から支払います。

このとき、教育資金に充てたことを証明できる書類を金融機関に提出しなければなりません。

注) 学校等以外の者に支払うものは 500 万円が限度

契約の終了

☆教育資金口座に係る契約が終了するのは次のようなケースです。

1. 教育資金の贈与を受けたお孫さん等が 30 歳に達したとき
2. 教育資金の贈与を受けたお孫さん等が 亡くなったとき
3. 口座の残高が0になって、契約終了の合意があったとき

☆贈与税が課税されるリスクがあります！☆

1,500 万円の枠内で口座に入れた資金のうち、『教育資金』以外に使用された金額や 30 歳までに使用されなかった金額がある場合には、30 歳に達した時点で贈与税が課税されてしまいますので注意が必要です！

Q. 教育資金とは？

次の1. 2. に該当するようなものが対象になります。支払の際にもらう領収書等は上記【手順2】の手続きの際に必要なになります。

1. 学校等に対して直接支払われる次のような金銭

- ① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学（園）試験の検定料など
 - ② 学用品の購入費や修学旅行費や学校給食費など学校等における教育に必要な費用
- ※学校等：幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、
大学、大学院、高等専門学校、専修学校、保育所等

2. 学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭 (ただし、社会通念上相当と認められるもの)

≪役務提供又は指導を行う者（学習塾や水泳教室など）に直接支払われるもの≫

- ① 教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
- ② スポーツ（水泳、野球など）又は文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画など）
その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など

- ③ ①の役務の提供又は②の指導で使用する物品の購入に要する金銭

≪物品の販売店などに支払われるもの≫

- ④ 1の②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの

こちらは 500
万円が限度！

☆詳しくは当事務所の担当者までお問い合わせください